

「建設工事配置技術者の取扱いについて」の一部改正について

1 一部改正の背景

「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」が令和6年12月13日に施行されたことに伴い、該当箇所について改正を行う。

2 一部改正の内容

- (1) 営業所の専任技術者について、建設工事の主任（監理）技術者及び現場代理人を兼任できる金額要件を修正する。
予定価格 4,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）
→ 予定価格 4,500 万円（建築一式工事 9,000 万円）
- (2) 営業所の専任技術者について、「専任特例及び営業所技術者等の兼務に関する特記仕様書」で定める要件を満たす場合は、兼務を認める旨を追加する。
- (3) 主任（監理）技術者の「建設業法に定める配置」に係る説明文中の金額要件を修正する。
請負金額 4,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）
→ 請負金額 4,500 万円（建築一式工事 9,000 万円）
- (4) 主任技術者又は監理技術者について、「専任特例及び営業所技術者等の兼務に関する特記仕様書」で定める要件を満たす場合は、兼務を認める旨を追加する。

3 施行期日

令和7年4月1日